

三鷹市立図書館ホームページ広告掲載取扱基準

この取扱基準は、三鷹市立図書館ホームページ広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

1 広告掲載の範囲

要綱第2条第4号に規定するホームページに掲載する広告として適当でないことを認めるものは、次のものをいう。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 出資者及び出資金の募集広告
- (3) 靈感商法など不良商法と認めるものの広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) 消費者金融の広告
- (6) 特殊な結社団体の広告
- (7) 興信所等の広告
- (8) 風俗営業の広告
- (9) 法規に触れる危険物の販売広告
- (10) 危険を伴う民間療法の広告
- (11) 人権を害するおそれがある広告
- (12) その他教育長が掲載を不相当と認める広告

2 広告の掲載位置及び掲載数

要綱第4条に規定する広告の掲載位置及び掲載数は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第3条の規定に基づき定める掲載順にトップページにおいては左上から掲載することとし、マイページ及び検索・予約ページにおいては上から掲載することとする。空きが出た場合は、順次繰り上げて掲載するものとする。
- (2) 広告掲載数は6枠とし、各ページ同じ広告とする。

3 広告掲載の申込み

要綱第8条に規定する広告掲載の申込みは、業種及び広告内容に応じ、資格免許証、諸証明書など広告掲載申込者の健全性を確認できる書類を添付して行うものとする。ただし、広告掲載申込者のうち、すでに三鷹市立図書館において広告を掲載している者（広告掲載の決定を受けている者を含む。）については、当該広告の掲載申込みにおいて同種の書類を提出している場合に関し、添付を要しない。

4 広告審査委員会の審査

広告掲載の適否の審査は、広告審査委員会が、次により行うものとする。

- (1) 広告掲載申込者の業務について、特定の免許、証明、許可等の法的手続がなされているかを申込書の添付書類により確認する。
- (2) 広告内容が、ホームページの広告掲載の趣旨に適合しているかどうかを確認する。
- (3) 広告画像が、ホームページのデザインを損なわないかどうかを確認する。
- (4) 同一の基準で広告掲載が適当であると認めるものが複数ある場合は、広告掲載期間の長い広告を優先する。
- (5) 審査結果は、直ちに教育長に報告することとし、教育長は、速やかに広告掲載申込者に通知する。

5 広告掲載料の割引

要綱第15条に規定する広告掲載料の割引については、連続した12月の広告掲載を申し込み、広告掲載を行う広告主に対して、1月分の広告掲載料の割引を行う。

附 則

この基準は、平成29年3月3日から施行する。